



平成 26 年 10 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社 ストライダーズ
 代表者名 代表取締役社長 早川 良一
 (JASDAQ・コード9816)
 問合せ先 役職・氏名
 管理本部長 若原 義之
 電 話 03-5777-1891

第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 10 月 17 日開催の取締役会において、第三者割当による新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、当該決議におきましては、本新株式及び本新株予約権の割当予定先であり特別利害関係者である当社代表取締役社長早川 良一氏はその議案の審議及び採決に参加せず、同氏以外の出席取締役全員の賛成により、決議いたしました。

記

1. 募集の概要

<本新株式発行の概要>

(1) 払 込 期 日	平成 26 年 11 月 4 日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 2,200,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 92 円
(4) 発 行 価 額 の 総 額	202,400,000 円 (差引手取概算額 200,150,000 円)
(5) 資 本 組 入 額	1 株につき 46 円
(6) 資 本 組 入 額 の 総 額	101,200,000 円
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、本新株式を早川 良一氏（当社代表取締役社長）に 1,100,000 株、福光 一七氏に 550,000 株、香港德威企業集団控股有限公司に 550,000 株それぞれ割り当てます。
(8) そ の 他	前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	平成 26 年 11 月 4 日
(2) 新 株 予 約 権 数 の 総 数	142 個
(3) 発 行 価 額	総額 6,390,000 円 (新株予約権 1 個につき 45,000 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	14,200,000 株 (新株予約権 1 個につき 100,000 株)
(5) 調 達 資 金 の 額 (新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額)	1,312,790,000 円 (差引手取概算額 1,308,240,000 円) (内訳) 新株予約権発行による調達額 6,390,000 円 新株予約権行使による調達額 1,306,400,000 円
(6) 行 使 価 額	1 株当たり 92 円

(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、本新株予約権を、早川 良一氏（当社代表取締役社長）に 32 個（3,200,000 株分）、福光 一七氏に 34 個（3,400,000 株分）、香港德威企業集団控股有限公司に 36 個（3,600,000 株分）、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に 40 個（4,000,000 株分）それぞれ割り当てます。
(8) そ の 他	<p>① 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p> <p>② 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、新株予約権引受契約（以下、「本引受契約」といいます。）を締結する予定です。本引受契約の特徴については、下記（注）をご参照ください。</p>

（注）本新株予約権の特徴

当社は、後記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社がコーポレートステートメントとして掲げております「Creating a new business platform for our next generation」（新たなビジネスプラットフォームを創造し、次世代に継承する）を実践すること並びに安定的な収益確保及び更なる企業価値・株式価値の向上を目的とし、収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資及びアジア圏における収益基盤確立のための投資（以下、「当該検討案件」といいます。）を実施することと致しました。

本新株式及び本新株予約権が当該検討案件の資金調達のために発行されるものであることに鑑み、本新株予約権は、調達資金の総額が固定されており、併せて、本新株予約権の行使価額と割当株式数を固定することにより、他の資金調達手段と比較した場合相対的に、既存株主の皆様の株式価値の希薄化の抑制が図られるとともに、また、当社が割当予定先との間で締結する予定の本引受契約にも当社が当該検討案件の資金調達目的を達成できるよう規定が設けられることが予定されております。具体的には、本新株予約権と本引受契約には、以下の特徴があります。

①行使価額及び割当株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株式価値に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は92円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の割当株式数についても発行当初から14,200,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません（行使価額の調整により調整を行う際は行使価額及び割当株式数が調整される場合があります。）。

②取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6ヶ月以降一定の手続を経て、当社取締役会が定める取得日の20日前までに割当予定先に通知したうえで、当社が本新株予約権を1個につき、本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

当社は、当該取得条項に基づき事業収入の増加によるキャッシュ・フローの改善で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い割当予定先の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

③譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当により発行されるものであり、かつ、譲渡制限が付されているため、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承認を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、本引受契約上の割当予定先の地位及びこれに基づく権利義務を、割当予定先が譲受人に承継することを本引受

契約上の義務とすることが予定されています。

④行使指定

本引受契約には、行使指定手続要項の規定に従い、当社が行使を必要とする期間として定める行使必要期間（当社が割当予定先に対し行使指定通知書を交付した日の翌日（当日を含む）から10取引日までの期間）及び行使すべき新株予約権の数を記載した行使指定通知書を割当予定先に交付することにより、当社の指定した数の本新株予約権の行使を強制できる旨を定められることが予定されており、当社が、当該検討案件ごとに必要資金の支払時期に合わせて、複数回にわたり当社指定の数の本新株予約権の行使を強制することができるようにする予定であります。また、この行使指定の前提条件として、当社が割当予定先に行使指定通知書を交付する時の直前における、当社普通株式の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）JASDAQ市場における普通取引の終値が1株当たり行使価額の80%以上であることが定められるほか、割当予定先が行使指定に従わない場合の罰則規定等が定められることが予定されております。これにより、当該検討案件のための柔軟かつ機動的な資金調達が可能になるものと考えられます。但し、当社が一度に指定できる本新株予約権の行使指定の数には、当該検討案件ごとの必要資金の範囲内という限度があり、当該検討案件に係る必要資金額を超過して資金調達することはできません。また、未公表の当社インサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合、当社は行使指定を行うことができません。なお、当社は上記の行使指定を行った場合、その都度速やかに開示いたします。但し、当社の行使指定権は、本引受契約に基づくものであり、本引受契約が解除された場合には、当社の行使指定権も消滅します。割当予定先の本引受契約の解除権発生事由としては、当社による本引受契約上の表明保証違反又は債務不履行や手形不渡り、倒産手続開始の申立てその他一般的な解除事由に加え、後述するとおり、全ての割当予定先が当社代表取締役社長早川 良一氏の経営手腕への信頼等の属人的な関係に基づき当社への資金援助等を申し出た経緯に鑑み、同氏の当社代表取締役退任が等しく定められることが予定されております。

2. 募集の目的及び理由

当社は、平成20年4月より、「Creating a new business platform for our next generation」（新たなビジネスプラットフォームを創造し、次世代に継承する）をコーポレートステートメントに掲げ、より健全な経営を遂行し得る体制の構築に励むと共に、当社グループの収益基盤の確立を目指し、安定収益事業に投資を実施してまいりました。その結果、第46期連結決算（平成22年3月期）において、営業利益では17期ぶり、当期純利益では9期ぶりに黒字化を達成することができました。また、平成22年7月から商号を株式会社ストライダーズに変更し、過去に業績が低迷した負の時代の企業イメージの刷新を図ると共に、収益基盤を支える安定収益事業の育成に注力してまいりました。しかしながら、第47期（平成23年3月期）及び第48期（平成24年3月期）、においては、外部要因により当社収益基盤事業の売却及び事業停止を余儀なくされ、当該各期において最終損失を計上いたしました。このような状況を受け第49期（平成25年3月期）及び第50期（平成26年3月期）には、新たな収益基盤の確立を目指し、安定収益事業及び新規事業への投資・育成を実行し、その結果、第50期においては、経常利益約9,000万円、最終利益約1.3億円と再び黒字化を達成いたしました。

今後当社は、安定的な収益確保及び更なる企業価値・株式価値の向上を目的とし、収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資及びアジア圏における収益基盤確立のための投資を実施していく予定です。加えて、先般当社が開示いたしましたAsia Capital PLCとの業務提携（平成26年8月7日開示）に基づく、共同事業の検討及び当社単独によるアジア圏における投資を検討しております。

当該検討案件のビジネス機会を逸することがないように、迅速かつ機動的に取り組みたいと考えているものの、当該検討案件を進めるために必要な資金調達の可否が不透明な状況で当該検討案件を進めることは困難であるため、本新株式及び本新株予約権発行による資金調達を決定いたしました。

なお、本新株式の発行による株式数2,200,000株及び本新株予約権の発行による潜在株式数の総数14,200,000株を合わせた16,400,000株に係る議決権数は16,400個となり、当社の総議決権数83,904個（平成26年10月16日現在）に占める割合が19.55%に相当し、当該割合において当社株式に希薄化を生じることになります。

しかし、本新株式及び本新株予約権の発行による調達資金を、当社が現在検討中である当該検討案件の必要資金に充当し、当社の安定的な収益確保及び更なる企業価値の向上を図ることが、当社の中長期的な株式価値の向上につながり、その結果、既存株主の皆様の利益に資するものと当社取締役会は判断し、今回の調達を決定しております。

今回の資金調達が、後述の「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおり、当該検討案件は、現段階において当社の投資計画として遂行しておりますが、未確定要素を含め詳細等が具体的に確定していないため、金融機関及び一般投資家の理解を得ることが容易ではなく、当社が希望する条件による調達は実現困難であることから、金融機関等からの借入による間接金融又は社債等により全てを調達することは不可能であり、妥当な方法ではないと考え、また、公募増資、株主割当による調達については、第50期において黒字化を達成しているものの、無配の状態が継続している状況等を考慮すると必要な資金が集まるかが不透明であり、実現可能性は低いものと考えました。他方、第三者割当による新株式発行の場合、当該検討案件における必要調達額の全てを第三者割当による新株式の発行でまかなうことは、調達面で難しく、また、1株当たり利益の希薄化を一時に引き起こすため株式の希薄化の点で望ましくないという二つの一般的な問題があるほか、本件では、後述するとおり、資金使途とする当該検討案件の実行スケジュールが明確でなく資金需要の具体的な時期が不明確であるという本件特有の問題があり、新株式の発行及び新株予約権の発行による第三者割当増資の併用ならば、上記問題が解決できると考えられることから、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行で資金調達を実施することといたしました。

こうしたことを背景として、当社は、割当予定先に対し、今後の当該検討案件の進捗状況に合わせ、当社が請求した場合に、行使指定の前提条件を満たし、当該検討案件における必要資金にあわせて、本新株予約権の行使を義務付けることができる一方で、諸事情により、当該検討案件の遂行が困難であると当社取締役会が判断した場合、当社が本新株予約権を取得し消却し得ることが必要であると考え、前述の「1. 募集の概要」の注記①②に記載した特徴を有する本新株予約権の募集事項等を決定するとともに、当該注記③④に記載した特徴を有する本引受契約を割当予定先との間で締結することを予定しております。

上記判断のもと、当社の安定的な収益確保及び更なる企業価値・株式価値の向上を目的とし、収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資及びアジア圏における収益基盤確立のための投資を資金使途とする本新株式及び本新株予約権の発行による総額約15億円の資金調達を決定いたしました。

本新株式の発行及び本新株予約権の発行によって、一時的には既存株主の皆様の負担は避けられないものの、当社の中長期的な企業価値・株式価値の向上により、中長期的には既存株主の皆様の利益となるものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

調達する資金の総額	1,515,190,000円
内訳（新株式発行による調達額）	202,400,000円
（新株予約権の発行による調達額）	6,390,000円
（新株予約権の行使による調達額）	1,306,400,000円

発行諸費用の概算額	6,800,000円
内訳（価値算定費用）	2,300,000円
（割当予定先調査費用）	1,500,000円
（弁護士費用）	2,500,000円
（その他）	500,000円

差引手取概算額	1,508,390,000円
---------	----------------

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を

消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

3. 発行諸費用は、価値算定費用以外は新株式発行と新株予約権発行の双方に関して発生した費用であり按分にて計上しております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株式及び本新株予約権の発行による調達資金につきましては、当社の安定的な収益確保及び更なる企業価値・株式価値の向上を目的とし、収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資及びアジア圏における収益基盤確立のための投資に充当してまいります。

本資金調達において、当社が本新株式と本新株予約権の組み合わせにて実行する理由は、現段階における当該検討案件の当社判断として、株式会社倉敷ロイヤルアートホテルが必要とする同社運営ホテルの改装資金等遂行の可能性が高い案件及び実行スケジュールが計画として明確になっている案件については新株式の発行による資金調達を活用し、現在検討中及び協議中であり遂行の可能性及びスケジュール等が不明確である案件においては、新株予約権の発行による資金調達を活用するという判断に基づき本資金調達を実行しております。

本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途は、当社連結子会社である株式会社倉敷ロイヤルアートホテルが必要とする同社運営ホテルの改装資金として約 55 百万円、当社連結子会社である成田ゲートウェイホテル株式会社の設備投資資金として約 10 百万円及び当社連結子会社である有限会社増田製麺の事業拡大資金として約 30 百万円並びに当社連結子会社である株式会社トラストアドバイザーズの不動産賃貸管理事業及び当社投資先事業（コンテンツ開発）に付随する事業であり、当社の将来的な収益基盤を支える可能性のある安定収益事業への新規投資資金として約 105 百万円を計画しております。なお、詳細が確定次第速やかに開示する予定であります。加えて、当該検討案件が当初の想定通りに成立しない場合、当社は、引き続き新たな案件の検討を続けた上で、支出予定時期以降においても、収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資による収益基盤確立のための投資に充当していく予定であります。

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は、安定収益事業への新規・追加投資（企業再生再編事業投資を含みます。以下同じとします。）及びアジア圏における収益基盤確立のための投資資金に充当することを計画しております。まず、当社の収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資のための資金として、具体的には、当社連結子会社である株式会社倉敷ロイヤルアートホテルが平成 28 年以降に支出する、同社運営ホテルの建物設備更新及びリブランド独自商品開発資金として約 193 百万円、新規ホテル取得の自己資金として約 140 百万円に充当することを計画しております。さらに、当社は、当社の収益基盤を支える安定収益事業への新規投資として、当社連結子会社である M&A グローバル・パートナーズ株式会社（以下、「MAG P」といいます。）が、その主力事業である企業再生再編事業の一環としてアレンジする、上場・非上場企業に対する資金支援等を行うことにより企業再生再編事業の投資の実施を計画しております。即ち、当社は、MAG P の依頼を受け、当社は MAG P との間で MAG P のクライアントである上場・非上場企業の企業再生再編計画の事業戦略を協議し、当該事業戦略が達成できると判断した際には、当該上場・非上場企業に対する出資等の資金支援等を行うことを計画しており、これらを当該検討案件として位置づけて約 375 百万円充当することを計画しております。また、当社は、アジア圏における収益基盤確立のための投資として、先般当社が開示いたしました Asia Capital PLC との業務提携（平成 26 年 8 月 7 日開示）に基づき、スリランカ民主社会主義共和国を中心としたアジアへの投資、当社連結子会社であるモバイルリンク株式会社の事業拡大を目的とするアジア企業との合弁会社設立、当社海外パートナー企業の株式取得等を計画しており、これらも当該検討案件として位置づけて約 600 百万円充当することを計画しております。なお、詳細が確定次第速やかに開示する予定であります。上記現在検討・協議中である当該検討案件の進捗及び当社判断における優先順位に合わせて、行使指定を実行し、必要資金を調達していく予定であります。加えて、当該検討案件が当初の想定通りに成立しない場合、当社は、引き続き新たな案件の検討を続けた上で、支出予定時期以降においても、収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資及びアジア圏における収益基盤確立の

ための投資に充当していく予定であります。

なお、当社が割当予定先との間で締結する予定の本引受契約には、前述の「1. 募集の概要」に注記した特徴があります。現在検討中である当該検討案件の進捗における必要資金にあわせて、当社は、割当予定先との間で締結する予定の本引受契約に従って本新株予約権の行使指定を行うことにより、当該検討案件のための柔軟かつ機動的な資金調達が可能になるものと考えております。

また、割当予定先による本新株予約権の自発的な行使を妨げるものではありませんので、当該新規事業の決定に先立って本新株予約権の行使により資金調達ができる場合があります。このような場合においては、当社は調達する資金を、決定された当該新規事業の資金使途に充当するまでの間、当社銀行口座にて管理いたします。

【本新株式により調達する資金の具体的使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 株式会社倉敷ロイヤルアートホテルの修繕費用	55	平成 26 年 11 月～平成 27 年 6 月
② 成田ゲートウェイ株式会社の設備投資	10	平成 26 年 11 月～平成 28 年 3 月
③ 収益基盤を支える安定収益事業への追加資金 (有限会社増田製麺の事業拡大資金)	30	平成 26 年 11 月～平成 27 年 6 月
④ 収益基盤を支える安定収益事業への新規投資 (株式会社トラストアドバイザーズの不動産賃貸管理事業及び当社投資先事業(コンテンツ開発)に付随する事業への投資資金)	105	平成 26 年 11 月～平成 27 年 6 月

【本新株予約権により調達する資金の具体的使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 株式会社倉敷ロイヤルアートホテル建物設備更新及びリブランド独自商品開発費用	193	平成 28 年 1 月～平成 29 年 10 月
② 新規ホテル取得費用(自己資金負担額)	140	平成 26 年 12 月～平成 29 年 10 月
③ 安定収益事業への新規投資 (企業再生再編事業投資)	375	平成 26 年 12 月～平成 29 年 10 月
④ アジア圏における収益基盤確立のための投資 (スリランカ民主社会主義共和国を中心としたアジアへの投資)	300	平成 26 年 12 月～平成 29 年 10 月
⑤ アジア圏における収益基盤確立のための投資 (当社連結子会社であるモバイルリンク株式会社の事業拡大を目的とするアジア企業との合弁会社設立)	100	平成 26 年 12 月～平成 29 年 10 月
⑥ アジア圏における収益基盤確立のための投資 (当社海外パートナー企業の株式取得)	200	平成 26 年 12 月～平成 29 年 10 月

(注) 本新株予約権による資金調達が進まない状況において案件の進捗状況に応じて資金が必要となった場合には、当社手持ち資金を充当し又はその他のファイナンス手段を検討して資金を調達する可能性があります。

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社は、調達する資金を、収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資及びアジア圏における収益基盤確立のための投資に充当し、収益性の向上による業績向上及び財務体質の強化を行うことが、当社の中長期的な企業価値・株式価値の向上につながり、その結果、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①本新株式

本新株式の発行価額は、割当予定先と協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成26年10月16日の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値である92円といたしました。

なお、本新株式の発行価額の当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均105円に対するディスカウント率は12.38%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均82円に対するプレミアム率は12.20%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均67円に対するプレミアム率は37.31%となっております。

当該終値を採用することにより、発行価額を決定することがより適正な当社の株式価値を表していると判断したことによるものであります。なお、当該発行価額につきましては、「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日 日本証券業協会）の原則に準拠したのもでもあり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分な討議、検討を行った結果、割当予定先に特に有利でなく、本新株式の発行は有利発行には該当せず適法であるとの判断のもと、割当予定先であり特別利害関係者である当社代表取締役社長早川 良一氏以外の出席取締役全員の賛成により、本新株式の発行につき決議いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）で構成される当社監査役会から、当社の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案しても、当該発行価額が、割当予定先に特に有利でなく、本新株式の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正性を期すため、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関3-2-5 代表取締役 野口 真人）（以下、「プルータス・コンサルティング」といいます。）に対して本新株予約権の発行価額の算定を依頼しております。プルータス・コンサルティングは、本新株予約権の発行価額の算定に際し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定し、当社は、当該算定結果の記載された算定結果報告書を取得しております。

この算定においては、当社取締役会が本新株予約権の発行を決議した決議日の直前営業日である平成26年10月16日の東京証券取引所JASDAQ市場における当社株価の終値92円、ボラティリティ80.44%、普通株配当0円、無リスクレート0.064%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額92円/株、行使期間3年）及び発行会社は基本的に割当予定先の権利行使を待ち、取得条項（コール・オプション）については、株価が権利行使価額の約200%以上で推移している場合発動するものとし、また、割当予定先は株価水準に留意しながら、市場株価が行使価額より上回っている場合に権利行使を行い、1回の権利行使においては1個の本新株予約権を行使し、行使後1日当たり平均売買出来高の10%を目安に売却し、すべての売却後次の権利行使を実施するという前提条件を設定し、公正価値を算定しております。上記前提条件においては、本新株予約権の特徴である当社の行使指定が加味されておられません。この理由は、公正価値の算定においては、当社の行使指定時期が明確になっていないため、時期及び金額の特定ができない以上、前提条件として設定を行うことが現状困難であるためです。当社は、当該算定結果の記載された算定結果報告書を取得しており、その算定結果報告書における、プルータス・コンサルティングによる本新株予約権1個当たりの公正価値評価額は44,900円です。当社はその結果を受けて、発行価額を公正価値評価額を上回る金額である1個当たり45,000円と決定いたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の株価動向、当社の資金需要、既存株主の皆様と与える影響等を考慮したうえで、割当予定先と協議、交渉した結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成26年10月16日の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値である92円といたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当

該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均105円に対するディスカウント率は12.38%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均82円に対するプレミアム率は12.20%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均67円に対するプレミアム率は37.31%となっております。当社取締役会といたしましては、本新株予約権の発行条件につき十分に討議、検討を行った結果、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法であるとの判断のもと、本新株式及び本新株予約権の割当予定先であり特別利害関係者である当社代表取締役社長早川 良一氏はその議案の審議及び採決に参加せず、同氏以外の出席取締役全員の賛成により、決議いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）で構成される当社監査役会より、当社の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案しても、当該発行価額が、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行による株式数 2,200,000 株及び本新株予約権の発行による潜在株式数の総数 14,200,000 株を合わせた 16,400,000 株に係る議決権数は 16,400 個となり、当社の総議決権数 83,904 個（平成 26 年 10 月 16 日現在）に占める割合が 19.55%に相当し、当該割合において当社株式に希薄化を生じることになります。

しかし、本新株式の発行及び本新株予約権の発行は、収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資及びアジア圏における収益基盤確立のための投資に充当される資金の調達を図ることを目的とするとともに、財務体質の強化を行うことが、当社の中長期的な企業価値・株式価値の向上につながり、その結果、既存株主の皆様への利益に資するものと考えております。そして、本新株式の発行及び本新株予約権の発行により調達する資金の総額も、上記の資金使途及び当社の中長期的な企業価値・株式価値の向上に照らして必要な限度を超えておらず、本新株式の発行及び本新株予約権の発行によって、一時的には既存株主の皆様への負担は避けられないものの、中長期的には既存株主の皆様への利益に資するものと考えております。したがって、本新株式及び本新株予約権の発行数量及び当社株式の希薄化の規模は、その必要性と合理性があるものと判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 氏名	早川 良一
② 住所	千葉県印西市
③ 職業の内容	会社役員
④ 上場会社と当該個人の関係	当社代表取締役社長であり、当社普通株式 2,239,000 株を保有しております。

① 氏名	福光 一七
② 住所	大阪府大阪市西成区
③ 職業の内容	会社役員
④ 上場会社と当該個人の関係	当該事項はありません。

① 商号	香港德威企業集團控股有限公司
② 本店所在地	Flat J, 2/F, Ka On Building, 8-14 Connaught Road West, Hong Kong

③	代表者の役職・氏名	董事長 吳 文偉	
④	事業内容	投資業	
⑤	資本金の額	10,000 香港ドル (136,900 円 1 香港ドル=13.69 円 10 月 16 日現在)	
⑥	設立年月日	平成 25 年 5 月 16 日	
⑦	発行済株式数	10,000 株	
⑧	事業年度の末日	12 月 31 日	
⑨	従業員数	—	
⑩	主要取引先	事業内容が投資業である為、主要取引先はありません。	
⑪	主要取引銀行	—	
⑫	大株主及び持株比率	吳 文偉 100%	
⑬	当社との関係等	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
		取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
		人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
		関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(平成 26 年 10 月 17 日現在)

①	商号	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	
②	本店所在地	東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号	
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦	
④	事業内容	投資業	
⑤	資本金の額	10 百万円	
⑥	設立年月日	平成 24 年 2 月 1 日 (注 2)	
⑦	発行済株式数	200 株	
⑧	事業年度の末日	1 月 31 日	
⑨	従業員数	3 名	
⑩	主要取引先	みずほ証券株式会社、株式会社 S B I 証券	
⑪	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行	
⑫	大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%	
⑬	当社との関係等	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。

	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態

	平成24年1月期 (注3)	平成25年1月期	平成26年1月期
純資産	13百万円	96百万円	98百万円
総資産	245百万円	924百万円	1,754百万円
1株当たり純資産	65,616円	480,064円	494,861円
売上高	724百万円	2,766百万円	9,968百万円
営業利益	14百万円	49百万円	80百万円
経常利益	14百万円	58百万円	73百万円
当期純利益	11百万円	76百万円	2百万円
1株当たり当期純利益	55,048円	380,331円	14,797円
1株当たり配当金	—	—	—

- (注) 1. 香港徳威企業集団控股有限公司は平成25年5月に設立されており、前期の財政状態は現在監査中であり、経営成績及び財政状態はありません。
2. マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成24年2月1日にマイルストーン・アドバイザリー株式会社(旧商号:マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立されております。
3. 新設分割前のマイルストーン・アドバイザリー株式会社(旧商号:マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)の業績です。

* なお、当社は、本新株式及び本新株予約権の割当予定先である早川 良一氏及び福光 一七氏から反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、本新株式及び本新株予約権の割当予定先である香港徳威企業集団控股有限公司(以下、「香港徳威」といいます。)、本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下、「マイルストーン社」といいます。)から、同社の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても株式会社 JP リサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門三丁目7番12号 代表取締役 古野 啓介)に調査を依頼し、割当予定先である早川 良一氏、福光 一七氏、香港徳威、マイルストーン社及び割当予定先の関係者である株式会社ジャパンシルバーフリース、徳威国際発展有限公司、上海徳威企業発展有限公司並びに役員・主要株主が反社会的勢力との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しており、割当予定先が反社会的勢力と関与は無いものと判断しております。

また、当社は割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

本新株式及び本新株予約権の割当予定先として当社代表取締役社長早川 良一氏、福光 一七氏及び香

港徳威を、本新株予約権の割当予定先としてマイルストーン社を選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

早川 良一氏は、平成 19 年 2 月当社取締役役に就任後、平成 21 年 6 月から代表取締役社長を務めております。当社は、第 46 期連結決算（平成 22 年 3 月期）において、17 期ぶりに黒字化を達成したものの、その後、第 47 期以降の事業再編の中で、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の影響もあり、業績は低迷していましたが、第 49 期（平成 25 年 3 月期）及び第 50 期（平成 26 年 3 月期）には、新たな収益基盤の確立を目指し、安定収益事業及び新規事業への投資・育成を実行し、その結果、第 50 期（平成 26 年 3 月期）においては、経常利益約 9,000 万円、最終利益約 1.3 億円と再び黒字化を達成いたしました。今後当社は、安定的な収益確保及び更なる企業価値・株式価値の向上を目的とし、当社連結子会社である株式会社倉敷ロイヤルアートホテルの修繕及び当社連結子会社である成田ゲートウェイホテル株式会社の設備投資、当社連結子会社である有限会社増田製麺の事業拡大並びに当社連結子会社又は当社投資先事業に付随する事業であり、当社の将来的な収益基盤を支える可能性のある安定収益事業への新規投資等、収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資及びアジア圏における収益基盤確立のための投資（先般当社が開示いたしました Asia Capital PLC との業務提携（平成 26 年 8 月 7 日開示）に基づく、共同事業の検討及び当社単独によるアジア圏における投資を含みます。）を検討しております。このような状況の中で、当社が資金調達を計画し、同氏以外の割当予定先との協議の中で、かかる割当予定先の一部より、当社代表取締役である同氏も経営責任を全うするため及び株価変動についてリスクを他の一般株主と共有する必要があることを指摘され、かかる必要性を充足することを要望されました。その要望を受けて、同氏より経営責任を全うするため及び株価変動についてのリスクを他の一般株主の皆様と共有する必要性を充足したいとの申し出がありました。今回の資金調達は、上述の「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、資金使途とする当該検討案件の実行スケジュール及び資金需要の具体的な時期が不明確であるため調達額全てを新株式発行により実施した場合、資金使途実行の不確実性にもかかわらず希薄化を引き起こすことになり、そのような事態を避けるために、新株式の発行に合わせて新株予約権の発行による第三者割当増資を決定いたしました。本新株予約権は、前提条件はあるものの、通常の本新株予約権とは異なり、特徴である行使指定を当社が活用することにより、柔軟かつ機動的に資金調達が可能になると同時に、割当予定先が行使指定に従わない場合の罰則規定等が定められているため、資金使途実行が不確実である段階では希薄化を抑制する一方で、資金使途実行が確実となった場合には新株式の発行と同様の効果を持つ調達手段であり、そのような意味で、新株式の発行による資金調達と同等のものであると当社は考えております。当社取締役会は、当社の状況及び資金調達スキームを考慮し、本件では、同氏に対する本新株式の割当をその発行総数の半数に止め、残りの半数を他の割当予定先に割り当てるのが適切であると判断し、本新株式及び本新株予約権の双方の割当予定先として、同氏を選定いたしました。なお、当社代表取締役社長早川 良一氏との間の本引受契約及び本新株式の引受契約にて、同氏の当社の経営責任を全うするため及び株価変動についてリスクを他の一般株主の皆様と共有する必要性を充足することを目的として、本件により取得する本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式の全てにつき売却してはならない旨が義務付けられるとともに、同氏との間の本引受契約には行使指定に従わない場合には当該行使指定に係る全ての本新株予約権の行使価額合計額相当額の違約金の支払いが義務づけられる旨が定められることが予定されております。上記内容を踏まえ、当社取締役会は、当社の状況を考慮し、確実に資金調達を実現する要請を踏まえつつ、本新株式及び本新株予約権の双方の割当予定先として、早川 良一氏を選定いたしました。

福光 一七氏は大阪及び海外を中心に事業を行っている実業家であります。当社の株式を純投資先として、平成 26 年 3 月末株主名簿時点において保有されていた投資家であり、当社代表取締役社長である早川とは当社を通じて知り合い、実業家として意見交換する間柄であります。意見交換の際において、当社の今後における企業価値・株式価値の向上を目的とする収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資及びアジア圏における収益基盤確立のための投資を実施していくことを説明したところ、当社の企業拡大又は当社の資金需要逼迫時には、資金援助等に応じる旨の申し出を承り、これを受けて、当社取締役会は、当社の状況を考慮し、確実に資金調達を実現するためにも、本新株式及び本新株予約権の

双方の割当予定先として、福光 一七氏が適切であると判断し、割当予定先として選定いたしました。

香港徳威は、当社連結子会社であるMAGPにおいて実施している企業再生再編事業の協力関係先であり、共同投資案件及び海外新規事業等協議を行っております。香港徳威の属する徳威グループは、呉 文偉氏が董事長（最高経営責任者）として、徳威グループ全体の事業統括管理を行う「上海徳威企業発展有限公司」、不動産仲介を主な事業とし日系企業の駐在員等に中国における住居の紹介等を行う「上海徳威房地產經紀有限公司」、投資用マンションの賃貸管理業務（家賃の収納代行、テナント管理、テナント募集等）を主な事業とする「上海優宏資産管理有限公司」、日系企業からの建材の輸入販売代理・内装工事を主な事業とする「上海徳威裝飾工程有限公司」の4社を中心に構成されております。「香港徳威」は徳威グループにおいて香港を拠点とした海外投資を行う会社であります。当社との協議において、当社グループが不動産賃貸管理事業を中心に、ホテルや食品関連事業等、多様なビジネスへ投資を行い事業構造の転換を図り安定的に利益を計上できる財務体質になったこと、当社の今後における企業価値・株式価値の向上を目的とする収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資及びアジア圏における収益基盤確立のための投資を実施していくことにおいて協力関係を築くことが可能であることを考慮し、徳威グループから係る協力関係を前提としたある程度継続的な当社に対する資金援助の意向を打診されました。これを受け、当社取締役会は、現在及び将来的な当社との関係性及び当社の状況を考慮し、確実に資金調達を実現するためにも、本新株式及び本新株予約権の双方の割当予定先として、香港徳威が適切であると判断し、割当予定先として選定いたしました。

マイルストーン社は、平成 21 年 2 月に、代表取締役の浦谷 元彦氏により設立された、東京に拠点を置く企業育成の投資事業を目的とした株式会社であります。既に日本の上場企業で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にしている会社であります。また、開示資料を元に集計すると、同社は設立以降平成 26 年 9 月末現在までに、上場企業 34 社に対して、第三者割当増資による新株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使で払込みを行っております。上記マイルストーン社が過去に実施した新株予約権は全て行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。当社とマイルストーン社とは、当社連結子会社であるMAGPの企業再生案件を通じて知り合うこととなりましたが、現在も共同にて投資案件等において協議を行う関係です。このような関係において、マイルストーン社より当社が企業拡大又はそれに伴う当社の資金需要逼迫時の資金援助に応じる旨の申し出を承り、これを受けて、当社取締役会は、当社の状況を考慮し、確実に資金調達を実現するためにも、本新株予約権の割当予定先として、マイルストーン社が適切であると判断し、割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株式及び本新株予約権の割当予定先であり当社代表取締役社長である早川 良一氏からは、当社株式及び本新株予約権の行使により取得する株式を長期的に保有する方針である旨の意向を表明していただいております。平成 25 年 2 月に当社が実施した第三者割当による新株式の発行の際に、早川 良一氏が取得した当社普通株式が平成 26 年 8 月に一部売却されておりますが、当社が売却理由を確認したところ売却理由は以下の通りです。即ち、その売却理由は、個人的な資金需要によるものです。まず、平成 26 年 6 月に当社がロテルド倉敷株式会社の全株式を買収して運営するに至ったホテルを、現在の「倉敷ロイヤルアートホテル」として、アートを標榜するホテルへリブランディングするため、同ホテル館内に高額な美術品を多数展示する同ホテルの運営戦略上の必要が生じたため、同氏は、同ホテル展示用の美術品につき個人の資金での美術商からの調達を考え、事前にその調達資金を用意すべき資金需要が生じました。そのため、資金捻出及びそれに係る費用捻出が必要となり得るものと判断されたため、同氏は、その保有する当社株式の一部売却を検討し、信託銀行との間で株式処分信託契約を締結したところ、その契約に従って同氏が保有する当社株式の一部が売却される運びとなったということです。この結果、同氏は、売却目的を達成し、美術品を個人にて取得し、倉敷ロイヤルアートホテルに無償にて貸与する

予定であります。同氏は、本件により取得する株式については長期的な保有をすることを表明しております。

また、本新株式及び本新株予約権の割当予定先である福光 一七氏及び香港徳威からは、各々を割当予定先に選定した理由として既に述べたところの、各々から申し出をうけた資金援助等の手段として割り当てを受けて取得する本新株式及び本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針は、各々が目的とするところが当社への資金援助に留まることから純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことを口頭にて表明していただくのと同時に引受契約においても表明していただく予定であります。加えて、当社は本新株式の割当予定先より、割当予定先が払込期日から2年間において当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称および住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、確約書を受領する予定であります。

本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社からは、同社を割当予定先に選定した理由として既に述べたところの、同社から申し出をうけた資金援助等の手段として割り当てを受けて取得する本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針は、同社が目的とするところが当社への資金援助等に留まることから純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向を勘案しながら売却していく旨の意向を口頭にて表明していただくのと同時に引受契約においても表明していただく予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株式発行及び本新株予約権の払込みに要する資金につきましては、本新株式及び本新株予約権の割当予定先であり当社代表取締役社長である早川 良一氏、福光 一七氏、香港徳威、マイルストーン社に十分な資金がある旨を、預金通帳の写し又は残高証明を受領し、それに付随する金銭消費貸借契約書を確認しております。

本新株式及び本新株予約権の割当予定先であり当社代表取締役社長である早川 良一氏からは、自己資金であること及び通帳の写しを確認しております。本新株式及び本新株予約権の割当予定先である福光 一七氏からは、関連会社（株式会社ジャパンシルバーフリース）からの借入金であることの確認、その金銭消費貸借契約書（契約期間2年 借入日平成26年9月30日）の写し及び通帳の写しを確認しております。本新株式及び本新株予約権の割当予定先である香港徳威からは自己資金及び関連会社（徳威国際発展有限公司）からの借入金であること、その金銭消費貸借契約書（契約期間3年 借入日平成26年9月23日）の写し及び香港徳威の残高証明を確認しております。なお、当社は、一部不足金額については関連会社（上海徳威企業発展有限公司）からの借入金にて調達すること、その借入が払込期日である平成26年11月4日までに実行される予定であること、当事者間においてその借入を実行するための重要な前提条件等が無いことを確認しております。加えて、その当事者間の金銭消費貸借契約書（契約期間3年）の写し及び関連会社（徳威国際発展有限公司）の残高証明を確認しております。

本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社からは、自己資金であること及び通帳の写しを確認しております。上記結果より、当社は、本新株式及び本新株予約権の払込みに確実性があると判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成26年9月30日現在）		募集後	
新興支援投資事業有限責任組合	18.21%	新興支援投資事業有限責任組合	17.75%
日本証券金融株式会社	3.02%	早川 良一	3.87%
早川 良一	2.67%	日本証券金融株式会社	2.94%
株式会社SBI証券	2.54%	株式会社SBI証券	2.47%
マネックス証券株式会社	2.45%	マネックス証券株式会社	2.39%
福田 弘文	1.05%	福田 弘文	1.02%

平野 裕一	0.93%	平野 裕一	0.90%
熊谷 亮	0.82%	熊谷 亮	0.80%
楽天証券株式会社	0.72%	楽天証券株式会社	0.70%
梅田 文夫	0.66%	梅田 文夫	0.64%

(注) 1. 平成 26 年 9 月 30 日現在の株主名簿を基準としております。

2. 本新株予約権は、行使されるまで潜在株式として割当予定先に保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持ち株比率の状況が変動いたします。

8. 今後の見通し

本新株式及び本新株予約権の発行による平成 27 年 3 月期連結決算業績及び個別業績に与える影響は、軽微であります。

・企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式及び本新株予約権の発行は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権がすべて権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績

	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
連 結 売 上 高	1,080 百万円	1,689 百万円	2,690 百万円
連 結 営 業 利 益	△233 百万円	△147 百万円	45 百万円
連 結 経 常 利 益	△183 百万円	△113 百万円	91 百万円
連 結 当 期 純 利 益	△121 百万円	△353 百万円	133 百万円
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益	△1.62 円	△4.74 円	1.64 円
1 株 当 たり 配 当 金	—	—	—
1 株 当 たり 連 結 純 資 産	15.60 円	11.93 円	13.32 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 26 年 9 月 30 日現在)

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	83,980,896 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	1,850,000 株	2.20%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	1,850,000 株	2.20%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	1,850,000 株	2.20%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
始 値	15 円	32 円	20 円
高 値	65 円	33 円	94 円
安 値	14 円	14 円	19 円

終 値	33 円	20 円	55 円
-----	------	------	------

② 最近 6 ヶ月間の状況

	平成 26 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
始 値	55 円	52 円	56 円	51 円	52 円	76 円
高 値	60 円	57 円	56 円	58 円	111 円	134 円
安 値	48 円	47 円	49 円	48 円	51 円	73 円
終 値	52 円	56 円	50 円	54 円	77 円	115 円

③ 発行決議日前日における株価

	平成 26 年 10 月 16 日現在
始 値	92 円
高 値	96 円
安 値	91 円
終 値	92 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・ 第三者割当増資

払込期日	平成 25 年 3 月 15 日
調達資金の額	114,000,000 円 (差引手取概算額 112,675,000 円)
発行価額	1 株につき金 19 円
募集時における 発行済株式数	74,330,896 株
当該募集による 発行株式数	6,000,000 株
募集後における 発行済株式総数	80,330,896 株
割当先	早川良一氏
発行時における 当初の資金使途	成田ポートホテル取得資金の一部 112,675,000 円
発行時における 支出予定時期	平成 25 年 3 月
現時点における 充当状況	上記調達資金については、当初の予定通り上記資金使途に充当済みです。

・ 第三者割当による第 5 回新株予約権の発行

割当日	平成 25 年 3 月 15 日
発行新株予約権数	30 個
発行価額	総額 690,000 円 (新株予約権 1 個につき 23,000 円)
発行時における 調達予定資金の額	57,690,000 円 (差引手取概算額 54,115,000 円) (内訳) 新株予約権発行による調達額 690,000 円 新株予約権行使による調達額 57,000,000 円
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 新株予約権 30 個 (3,000,000 株)
募集時における 発行済株式数	74,330,896 株
当該募集による	当初の行使価額 19 円における潜在株式数 3,000,000 株

潜在株式数	
現時点における 行使状況	行使済株式数 3,000,000 株 (残新株予約権数 : 0 個、行使価額 : 1 株当たり 19 円)
現時点における 調達した資金の額	57,690,000 円 (差引手取概算額 54,115,000 円)
発行時における 当初の資金使途	成田ポートホテル取得後の追加投資資金
現時点における 充当状況	上記調達資金については、当初の予定通り上記資金使途に充当済みです。

株式会社ストライダーズ普通株式発行要項

1. 募集株式の種類 株式会社ストライダーズ普通株式
2. 募集株式の数 2,200,000 株
3. 募集株式の払込金額 1株につき 92 円
4. 払込金額の総額 202,400,000 円
5. 増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額は、101,200,000 円（1株につき 46 円）とし、増加する資本準備金の額は 101,200,000 円（1株につき 46 円）とする。
6. 募集方法
第三者割当の方法により、本新株式を早川 良一氏（当社代表取締役社長）に 1,100,000 株、福光 一七氏に 550,000 株、香港徳威企業集団控股有限公司に 550,000 株、それぞれ割り当てる。
7. 申込期日 平成 26 年 11 月 4 日
8. 払込期日 平成 26 年 11 月 4 日
9. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各号のほか、本新株式の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
 - (3) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

株式会社ストライダーズ新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ストライダーズ新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 6,390,000 円

3. 申込期間 平成 26 年 11 月 4 日

4. 割当日及び払込期日 平成 26 年 11 月 4 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、本新株予約権を、早川 良一氏（当社代表取締役社長）に 32 個（3,200,000 株分）、福光 一七氏に 34 個（3,400,000 株分）、香港徳威企業集団控股有限公司に 36 個（3,600,000 株分）、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に 40 個（4,000,000 株分）それぞれ割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 14,200,000 株とし、本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100,000 株とする。但し、本項第(2)号及び第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、当該調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、当該算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の運用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、当該調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 142 個

8. 本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 45,000 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗

じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を四捨五入するものとする。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの財産の価額（以下「行使価額」という。）は、92円とする。但し、第10項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又は当該交付につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権の新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \right) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額の差が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を引いた額を使用する。
- (4) その他
- ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の有する当社普通株式を控除した数とする。また本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、当該調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成26年11月5日から平成29年11月4日の期間とする。但し、第13項「本新株予約権の取得」に従い当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式数が当該時点における授權株式数を超過することとなる

ときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。また、本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日から6ヶ月以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の20日前までに通知したうえで、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
- (2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第273条の規定に従い、当社取締役会が定める取得日の20日前までに通知したうえで、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を

減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載しこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中の取引日に第 19 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出し、かつ、当該行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書に係る新株予約権行使請求受付日（行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日の直後に到来する取引日午前 11 時まで）に当該行使請求に係る出資金総額の指定口座への入金当社により確認された場合には、当該取引日とし、当該確認が当該取引日午前 11 時以降になった場合には当該取引日の翌取引日とする。）に発生する。
- (3) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができず、直ちに、当該行使請求に係る出資金総額を指定口座への振り込むものとする。

19. 行使請求受付場所

株式会社ストライダーズ 管理本部

20. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 九段支店

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

22. 新株予約権者に対する通知

本新株予約権の新株予約権者に対し通知する場合、電子公告により行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて新株予約権者に対し直接に通知する方法によることができる。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各号のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上